

17の講義内容

『庭訓往來』の注釈書『庭訓往來註』『庭訓往來抄』

「庭訓」ということば

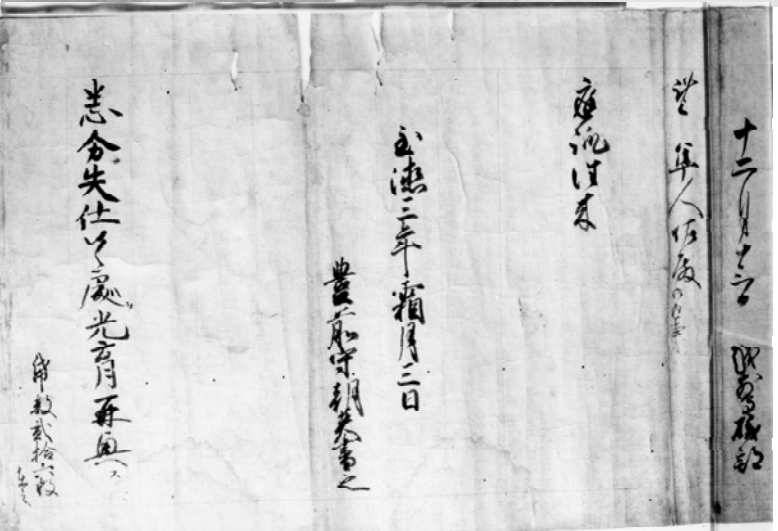
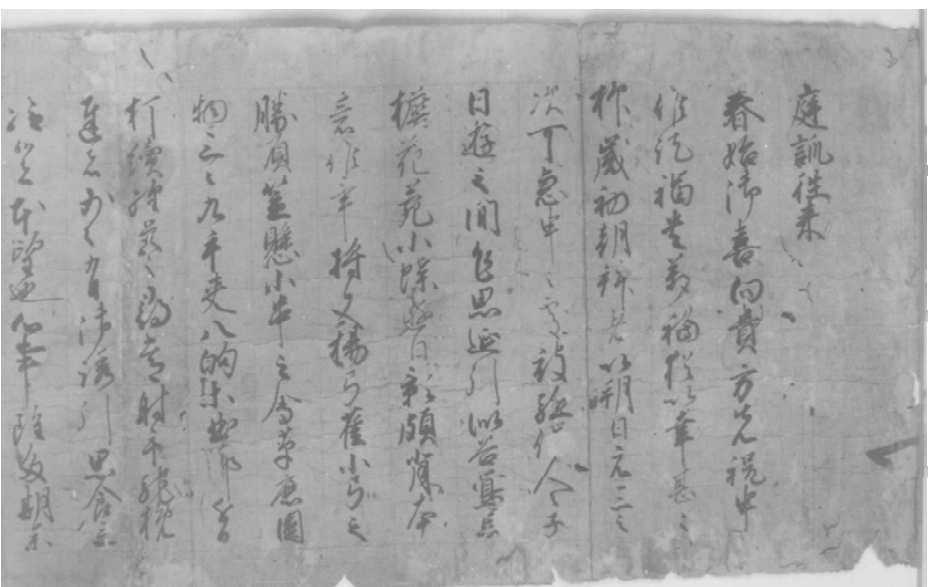
「庭訓」ということばは、鎌倉時代に広く流行した語であったようだ。藤原定家も『僻案抄』の奥書に、

往年治承之比古今後撰兩集受庭訓之口傳年序已久矣……

と記載しており、さらに『原中最秘抄』の跋文にも、

蒙三條々御庭訓一畢

と用いている。また、天理図書館蔵『幻中類林』〔至徳三年成〕に「庭云」の語や、巻末部分に「作者の心のたかさにはとそ庭訓し侍しとなん、なをたゝかやうの事は博学にとふらひて治定すへきもの也」と云う記載があつて、家学の傳授という場で、子弟に対する庭訓の教えを意識して用いたことが見て取れよう。この往來物資料にもこの「庭訓」なる語を冠して用いたのがこの『庭訓往來』という往來物である。成立年代は鎌倉時代の末の正平五年（一二五〇）が上限であり、江戸時代そして、近代明治時代に亘つて最も広く普及したのがこの『庭訓往來』なのである。最古の写本としては、成立から三六年後の「至徳三年（一二八六）霜月三日豊前守朝英書之」の奥書を有する島根県出雲市神門寺藏の上下二冊完本が毎日新聞社朝刊昭和五七（一九八二）年一月六日（月曜日）付の朝刊総合（3）記事によつて紹介されている。この記事の全文は、



「室町時代から江戸時代にかけて広く教科書として使われた庭訓往來の最も古い写本が、島根県出雲市塩冶町、浄土宗神門寺（神谷隆秀住職）に伝わっていることが上横手雅敬・京大教授（日本中世史）の調査で五日、確認された。全国に三十種あるこれまでの写本のうち、最も古いとされていた奈良・天理図書館所蔵分より六十五年もさかのぼる、南北朝の至徳三年（一二八六）の書写。庭訓往來は原本が現存せず作者もわかっていないだけに原本に近い写本が確認された意義は大きい。庭訓往來は一年分の手紙のやりとりで構成、手紙文の間に生活、職業、宗教などにゆかりの言葉を単語集ふう列記。手紙の

題材には年賀の辞、領地仕置の状況、盗賊討伐への出陣、司法制度などが取り上げられ、教材に使われた。上横手教授の調べによると、神門寺の写本は上下二巻で、完全にそろっている。内容的には後世に発見されたものとはほとんど変わらないが、下巻奥書に本文と同じ筆跡で「至徳三年霜月三日豊前守朝英書之」と記されている。同教授は「原本にぐっと近づいたと考えられ心強い。武士、庶民の勢力向上期であった中世の庶民教育の足どりを探る材料にできる。原本が出来たのはこの写本よりせいぜい二十年前と思う」と話している。」

とあって、大見出しに「最古の『庭訓往来』みつかる」中見出しに「中・近世の教科書南北朝時代の写本」と記載し、下巻末尾の写真を掲載する。この資料は、現在も影印資料が未公開となっている。

※至徳三年「神門寺本」写 上巻冒頭部と下巻末尾識語部

この『庭訓往来』の研究がなされた文献資料としては、この新聞記事に見える天理図書館所蔵宝徳三年（一四五二）写本、石川松太郎氏（謙堂文庫）蔵伝経覺本（室町時代中期、文明五年（一四七三）以前写）、阪本龍門文庫蔵文明一四年（一四八二）写本、蓬左文庫蔵文明一七年（一四八五）写本、国立国会図書館蔵天文五年（一五三六）写本、同図書館蔵天文一八年（一五四九）写本、内閣文庫蔵室町時代写本、東洋文庫蔵室町時代末期写本等が知られている。こうしたなか、近年ネット上で多くの古写本の影印がデジタル画像で確認できるようになってきている。その幾つかをここで紹介すると、龍門文庫蔵『庭訓往来』（上記の文明一四年でない）、広島大学付属図書館蔵『庭訓往来』がある。

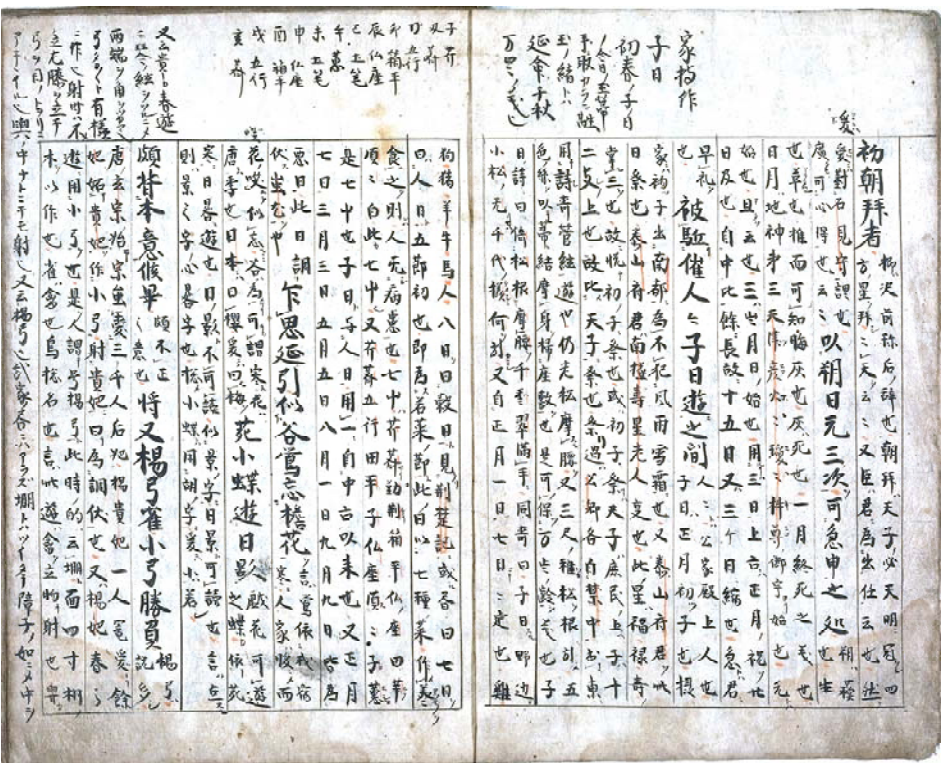
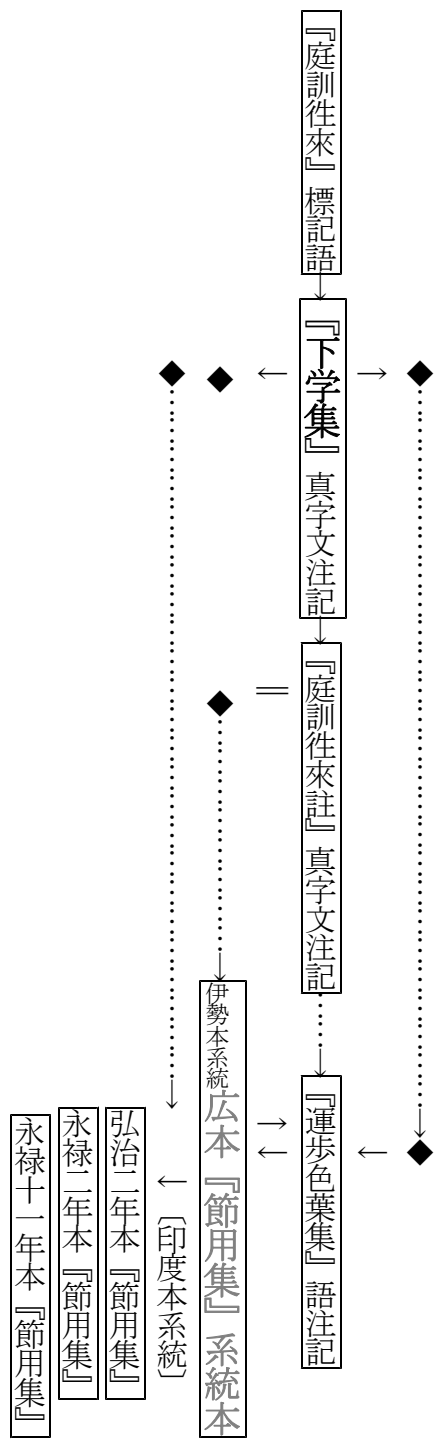
『庭訓往来註』の諸本

『庭訓往来註』（真名抄）の現存する諸本

- | | | | | |
|------|---------|----------|----------|-----------------|
| (1) | 国立国会図書館 | 左貫注庭訓往来 | 写〔享祿天文〕 | |
| (2) | 謙堂文庫 | 庭訓往来註 | 写 | ↓影印『往来大系』（大空社刊） |
| (3) | 東大史料編纂所 | 庭訓往来 | 影写 | |
| (4) | 国立国会図書館 | 庭訓往来鈔 | 写 | |
| (5) | 静嘉堂文庫 | 庭訓往来鈔 | 写 | |
| (6) | 静嘉堂文庫 | 注釈庭訓往来 | 写〔慶長十二年〕 | |
| (7) | 静嘉堂文庫 | 庭訓往来古抄本 | 写 | |
| (8) | 東洋文庫 | 庭訓之抄 | 写 | |
| (9) | 名古屋蓬左文庫 | 庭訓往来抄 | 写 | |
| (10) | 東大言語研究室 | 庭訓往来抄蓮池堂 | 写 | |
| (11) | 天理図書館 | 庭訓往来註入 | 写 | |
| (12) | 東大図書館 | 庭訓往来古註 | 写〔文明前後力〕 | ↓翻刻『教科書大系』 |
| (13) | 国会図書館 | 庭訓往来 | 写 | |
| (14) | 東大言語研究室 | 庭訓往来黒川本 | 写 | |
| (15) | 東大言語研究室 | 庭訓往来 | 写 | |

次に室町時代になって、この往来物を引用した古辞書として文安元年成立の『下學集』、そしてこれを継承する広本『節用集』などが知られ、この古辞書の語注記内容を引用するのが『庭訓往来』の注釈書『庭訓往来註』なる注釈書物である。そして、これを古辞書『運歩色葉集』や印度本『節用集』類が『庭訓往来註』の注記語を以て、幾重ねにも輻輳させながら引用していて、当に言語習得の鍛錬

を重ねているのである。ここにその古写本を少しく紹介しておこう。冒頭二枚目の部分で、「子日」や「谷鶯」「小蝶」「楊弓」などの語が本文に見え、これに割り注にして和式漢文体で注釈を施している。この注釈を超えて、所持者がこれに更なる注釈を各々異なる注釈にして欄外に記載する。その共通性は見られるものの、独自の箇所もあつて中世室町時代の国語資料として当代の言語情報空間を考えた場合、第一級の資料性を有しており、この内容の解析は見逃せないものがある。



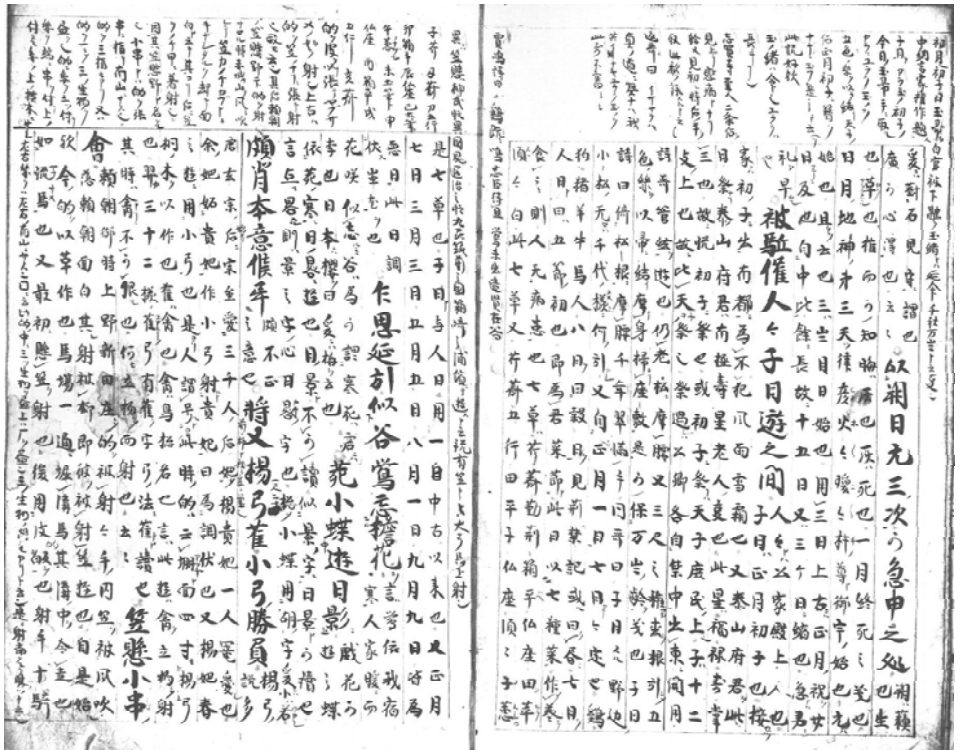
阪本龍門文庫藏本

「子日遊」の欄外注記

家持作

子日 初春子ノ日ノ今日ノ玉箒手ニ取カラニ
融玉ノ緒トハ延命千秋万歳ノ義也

子 芹
丑 齋
子 五
卯 箱平
辰 仏座
巳 土筆
午 蕙
未 土筆
申 仏座
酉 箱平
戌 五行
亥 齋



名古屋蓬左文庫藏本

初月初子日玉帶ヲ白官被下融ク。玉緒ハ延命
 千秋万歳ト云事也。中納言家持作題ニ子日ヲ一。

アラ玉ノ初子ノ今日ノ玉帶手ニ取ルカラニユ
 ラク玉ノヲ

五色ノ絲ヲ以テ天子ノ后正月初子ニ簪ヲナテ、
 玉フ。是——ト云ヘリ。此説好坎。玉ノ緒ハ命
 也。ユラクハ長キヲ也。志賀寺聖人二条后ヲ見
 上テ戀病トナリ給ヌ。見初シ時后ノ手ヲ取此歌
 ヲ詠スルト云也。返哥曰

イササラハ真ノ道ニ契ナハ我共イ、ナキユラ
 ク玉ノヲ
 此歌不審々々。

賈嶋詩曰 鷄既ニ鳴忠臣待レ且 鶯未出遺賢在
 谷

異ニハ笠懸ハ神武叱異国鬼退治之叱九州筑前之
 国箱崎之浦濱ニ遊スト云説有。笠トハ大弓馬上
 射也。

子芥 丑齋 刁五行 卯箱平 辰仏座 巳土筆
 午蕙 未土筆 申仏座 酉箱平 戌五行 亥

齋

的ヲ皮ヲ以テ張テヤブサメノ如ク射也。上古ハ的ヲ笠ノナリニ張テ射也。故ニ云也。其后頼朝ノ笠懸
 野テ的ヲ射サセル時赤城山ノ風ニ吹レテ笠カノケカブトニキナシタルヲ却テ面白ト云テ其ヨリ后ニ笠
 ヲノケ甲ニ着射也。因レ其笠懸野ト名クル也。小串トハ的ヲ三指モアリ。又ハ的ヲ一ニノ三ノ生物ヲ
 畫ク也。的二絲ヲ端ニ串ヲ付テ上ノ付タル絲ノ上ノ様木ニサシ左右絲ヲハ左右ノ南山ニサス也。□ニ
 云此的ノ中ニ三ツ生物ヲ畫上ハ雁ヲ畫也。三ノ生物ノ間モカリト云也。是ニ射當タルヲ勝ツト云也。

急申之處 朔日ツイタ午元三三日也。正月一日ヨリ七日云
楳日ト云四日ヲ羊日ト云五日ヲ牛日ト云六日ヲ馬日ト云七日ヲ人
日ト云ナリ。各此七日ノ間ニ畜獸出來也。毎ニ皆悉ナク政事在也
取分七日ノ人日ト云事ハ人ノ成始リタル日ナリ。五節供ノ第一ス
ル也。彼糲ヲ食スル事萬草生長ノ故ナリ。或説曰ク昔天生佛性
國ニテ大外道アリ。名テ大墨王ト云リ。三界ニテ元所ス大外道
也。佛神三寶ヲ法ヲ糲ヲ妬ル者也。其國ニ在ス加瓊帝王ト申ス。彼
王比雲王ヲ貴繼テ即ヲ還邦ト云。樂テ國土ノ人民ニ與ヘテ。是ヲ
食服スル人民悉ク皆キニ病アリ。病アル者ハ眼ヲ淚其ノ國ニ專
ニ長命富貴也。其ヨリ請ケ續テ三國ニ送ラ用ナリ。七日ニ七種糲
ス事。彼大墨王カ脚歩ヲ却還テ即還邦ニ送レテ祭也。是ヲ五節供始
ニ。切人凡人命ヲ延ト也。惣ノ五節供ハ墨王カ政事ナリ。正月七日
人日ト云。三月三日ヲ仙流ト云。五月五日ヲ八端午ト云。七月七日ヲ
上。九月九日ヲ重陽ト云。被駈催人人子日遊之間
不思延引似谷鶯忘糲花園小蝶遊日影處其
本意候畢 正月五日ヲ祭ト云ナリ。諸郷内裏集テ歡喜會
ト云節會ヲ給テナリ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
子細ハ日本記ニ在之。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
ヲ九ノ秋ニヨヒテ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
ヲトノ殿上人也。也。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
トニテ中ニツリ。五間口ヲイテ射ルナリ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
指テ中ニ糲ヲ擲通ルナリ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
リト云ナリ。足入ナリ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
也。アハ子ヲ最中ニ集テ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
トハ大弓也。武士モ射ナリ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
ニハサニ立ル。遠近ハ家ニ依テ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
也。又雞ノ形ヲ依テ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子
カニタテ。ツリテ射ナリ。片々田舎ニ見コト希ナリ。糲又楊弓雀小弓勝負 糲也。アハ子

正月一日から七日までの異名語
朔日は、「ついたち」 … 「鶏日」
「二日」 … 「狗日」
元三は、「三日」 … 「猪日」
「四日」 … 「羊日」
「五日」 … 「牛日」
「六日」 … 「馬日」
「七日」 … 「人日」
五節句第一 「七日」 … 「人日」
※天竺佛性國説話を引用する
「子ノ日ノ遊」

「谷鶯」
「小蝶」
「楊弓」
「笠懸」
「小串之會」
「草鹿」

『庭訓往來註』正月五日の状↓『運歩色葉集』「朔日」(2006.02.18)。「无三↓元三」(2006.02.19)。

005 以テ二朔日无三ノ次ヲ一可ニ急キ申之處 朔ハ蘇也。生也。革也。推而可レ知。晦ハ灰也。灰ハ死也。一月終ニ死之義也。日月ハ地神第三天津彦火々瓊々杵ノ尊ノ御宇始也。元トハ始也。且ヲ云也。三ハ歳月日ノ始也。用コト三日ヲ一、上古ニハ正月ノ祝ヲ廿日及也。自ニ中此ニ餘リニ長キハ故二十五日。又ハ三ケ日ニ縮ル也。急トハ君ニ礼ヲ早也。〔謙堂文庫蔵四右②〕

『庭訓往來註』正月五日の状↓『運歩色葉集』「人日」(2000.01.07)。「子日」(1999.11.07)。「遊」(2006.02.27)。

006 被駈催人々子日ノ遊ニ之間 人々トハ公家殿上人也。子日ハ正月初子也。接家ニハ初子ニ出ニ南都ニ為レ不レ犯ニ風雨雪霜一也。又泰山府君ヲ此日祭ル也。泰山府君ハ南極壽星老人ノ事也。此星ハ福祿壽ノ掌ルレニヲ也。故悦初子ニ祭也。或初子ニ祭コトハ天子ハ庶民ノ上、子ハ十二支ノ上也。故比ニ天子ニ祭也。祭過レハ公卿各自ニ禁中ニ出レ東ニ用ニ詩歌管絃遊ニ也。仍老松ニテ摩腰ヲ又三尺ノ稚松ヲ根引シテ五色ノ絲ヲ以テ箒記ニ結テ摩レ身掃ニ座敷ヲ一也。是可レ保ニ万歳ノ齡ヲ一義也。子日ノ詩ニ云。倚テニ松根ニ摩レ腰ヲ千年ノ翠滿レ手ニ。同歌ニ云、子日スル野邊ニ小松ノ无リセハ千代ノ様ニ何ヲ引マシ。又自ニ正月一日七日ニテ日定ル也。鶏・狗・猪・羊・牛・馬・人。八日ヲ曰ニ穀日。見タリニ荊楚記ニ。或書云、七日ヲ人日ト云ハ五節ノ初也。節ハ爲ニ若菜ノ節ト。此日以ニ七種菜ヲ一作ニ羹食レ之則人无ニ病患ニ也。七草ハ芹薺勤荊箱平佛ノ座田萃須々白此ヤ七草。又芹薺五行田平子佛座須々子蕙是ヤ七草也。子日ト与ニ人日ニ用ルコトレ一ニ自ニ中古以來也。又正月七日三月三日五月五日八月一日九月九日皆為ニ患日一此日調ニ伏ス蚩尤ヲ一也。〔謙堂文庫蔵四右⑨〕

『庭訓往來註』正月五日の条↓『運歩色葉集』「乍思」(2006.02.20)。「延引」(2006.02.21)。「谷鶯」

〔2006.02.22〕。「擔花」(2006.02.23)。

007 年思延引ス。似タリ下谷鶯忘擔花。言鶯依ニ我宿ノ寒ニ人家ハ暖ニシテ而花ノ咲ヲ似レ忘ニ。谷ハ爲レ可レ謂レ寒ヲ。花ハ者唐ニハ李也。日本ニハ櫻ヲ云。爰ニハ梅ヲ云也。〔謙堂文庫藏四左④〕

『庭訓往來註』正月五日の条↓『運歩色葉集』「菌」(2006.02.24)。「小蝶」(2006.02.25)。「日影」(2006.02.26)。「遊」(2006.02.27)。

008 菌小蝶遊ニ中日影ニ上。戯レ花可レ遊之蝶、依ニ苑寒ニ晷ニ遊也。日ノ影ト不レ可レ讀。似景ノ字ニ日景ト可レ讀レ之也。言ハ点スル則景ノ字之心。晷字也。惣シテ小蝶ニハ用ニ胡ノ字ヲ。爰ニハ小ハ若キ也。〔謙堂文庫藏四左⑤〕

『庭訓往來註』正月五日の条↓『運歩色葉集』「頗」(2001.04.03)。「本意」(2003.12.25)。「背」(2006.02.08)。

009 頗背ニ本意候畢。頗ハ不正之意也。〔謙堂文庫藏四左⑦〕

『庭訓往來註』正月五日の条↓広本『節用集』『運歩色葉集』「楊弓」(1999.09.08)。「雀小弓」(2006.03.01)。「勝負」(2003.02.21)。

010 將又楊弓・雀小弓ノ勝負楊弓説多シ。唐ノ玄宗ヨリ始ル。雖レ愛ストニ宗三千人ノ后妃ヲ、楊貴妃一人寵愛也。餘ノ妃妬ニ貴妃ヲ作ニ小弓ヲ射トニ貴妃ヲ。云爲ニ調伏也。又楊妃春之遊ニ用小弓也。是ヲ人謂テ号スニ楊弓ヲ。此時ノ的ハ云レ堀ト。面四寸ノ桐ノ木ヲ以テ作也。雀ハ禽也。禽ハ鳥ノ惣名也。言ハ此遊ハ禽ヲ立物ニシテ射ト也。昇カ三十二様ノ雀ノ弓有。雀ノ字弓法ニ雀ト讀ム也。其時ハ者禽ニ不レ可レ限也。何立レ物シテ而射也云々。〔謙堂文庫藏四左⑦〕

『庭訓往來註』正月五日の条↓『運歩色葉集』「笠懸」(2006.03.02)。

011 笠懸小串會 頼朝ノ御時、上野新田ノ庄ニシテ的ヲ被射。々手ノ内笠ヲ被ルニ風ニ吹落。頼朝面白

シ其射ト被レ仰。即彼被射レ笠ヲ遊也。自レ是始ル歟。今ハ的ヲ以レ革作也。馬場一通ニ堀溝ヲ、馬ヲハ其溝ノ中ヲ令レ走也。如ニ流馬ノ一也。又最初ハ懸レ笠ヲ射也。后用ニ皮的也。射手ハ十騎也。小串ト云ハ的ヲ少ク張串ニ差シテ堀ニ差立也。又的ヲ三ニ張射モ有也。又三ノ生ノ物ヲ書モ有リ。又的ニ付レ絲ヲ、串ニ結付上ノ方ニ付タル絲ヲハ上ノ横木ニ差ス。左右ノ絲ハ堀ニ差也。又大ニ的ヲ張、少ク結ニ縁座ヲ串ニ差シ、的ノ前ニ立也。射手ノ数作ニ小串ニ兩方ニ置。射手ヲ二ニ分ニ二番ニ射也。一番衆のニ射當タルの時串ヲ一立ツ。當ニ縁座ニ則ニ串ヲ立也。一番衆ニモ大將其ノ内ニ有。大將ノ射ルニ的當ルヲモ一矢ヲ二ニ當テ串ヲニ充立也。縁座ニ當ルニ況ヤ数多也。一番終テニ一番衆出射也。其時如ニ一番ノ當レハ即前串ヲ拔棄也。一番ノ数程不レ當。則ニ番ノ者ノ負也。残ノ串ノ数錢ヲ一番衆取也。又ニ番衆前矢数串ヲ皆拔棄又串ヲ立也。是ニ番ノ勝也。一番立所ノ串ノ数ノ錢ヲ出也。兩方將軍ト与ニ將軍ニ負勝ニ出レ錢也。其外ハ者一人充出レ錢也。小串ノ畫ニハ書雁ヲ也。雁ニ當レハ勝ナリ。〔謙堂文庫藏五右①〕

『庭訓往來註』正月五日の状↓『運歩色葉集』「草鹿圖」(2000.10.17)。「南山」=「圓物圖」(1999.10.03)。

012 草鹿 (大弓ノ遊也) **圓物ノ遊、草鹿**ハ仁王八十三代土御門御宇正平年中頼朝富士野御狩也。此時牧狩為ニ稽古。鹿ヲ藁ヤ茅等ヲ以作无シテ足自レ筒上計也。頭ヲ向レ堀尾ヲ向ニ射手ノ方ニ習也。无ルルコトニ足草深而鹿ノ足不レ可レ見故也。背ヲ見スル事ハ比ルノ形也。圓物ハ皮ヲ以圓ク張也。御所皈ト也。何レモ布皮ヲ堀トス。布皮ハ色々々七野スルト云リ。又的之表ニ圓相ヲ回ラシ裡ニ鬼ノ字ヲ書也。的ハ蚩尤カ象レ目ヲ也。南山ニシテ蚩尤ヲ□伏也。故ニ南山ト書而南山ト可レ讀也。〔謙堂文庫藏五右⑩〕

この資料を見てもわかるように、古註本文は共通しているが、余白の書込み部分は独自の内容を有しているものであり、この内容の国語学的な説明が必要となってきた。

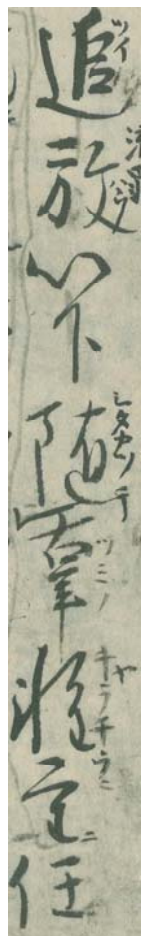
『庭訓往來』本文の語について

「輕重」という語は、大槻文彦編『大言海』を繙くと、

けいちゆう【輕重】「名」〔チュウは、吳音〕かるきと、おもきと。周禮、秋官篇、司寇「以辨罪之輕重」左傳、宣公三年「楚子問鼎之大小輕重」韓愈、送殷員外序「豈不眞知輕重大丈夫哉」申子「懸權衡、以稱輕重」※庭訓往來、八月「火印追放已下、隨事輕重、其人是非、可被行是」〔2-0147-2〕
けいちゆう【輕重】「名」〔チヨウは、漢音〕前條の語に同じ。輕重すべからずと云ふは、優るとも、劣るとも、定められずの意なり。〔2-0147-2〕

とあって、この熟語の訓みが二通り記載されている。そして見るに、「けいちゆう」の用例として本書が引用されている。

この箇所を文明十四年本で見ると、



「キヤウチウニ」と訓まれている。また、頭部に、「輕重」と記載さ

れている。ここで、現代の国語辞書である小学館『日本国語大辞典』第二版を繙いてみよう。※「こ



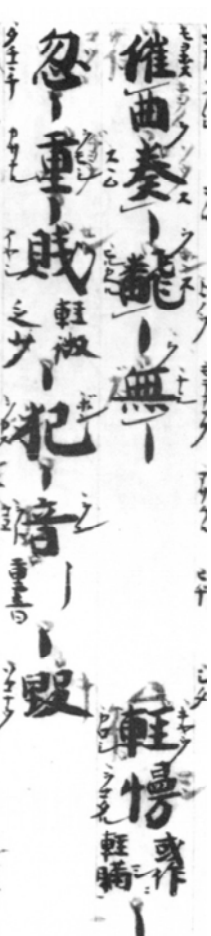
とばの溜池」〔二〇〇三年一月一日付〕を参照して纏めておく。

きょうじゆう【輕重】「名」軽いか重いかということ。主に罪の重さなど、抽象的な事柄についていう。けいちゆう。けいちよう。*続日本紀和銅七年(七一四)六月癸未「大

赦天下、(略)罪無輕重」*太平記(一四世紀後)二・俊基朝臣再関東下向事「頸械手杻を入られ、罪の輕重を糺すらんも、かくやと思知れたり」*羅葡日辞書(一五九五)「Simplarius (略)カフチヲウケザル ヨロイ、コレ ヨロイニ ヨツテ フチノ qio<gin>(キヤウヂユウ) アリタル ユエナリ」*日葡辞書(一六〇三-一〇四)「トガノ qio<gin>(キヤウヂユウニ) シタガツテ ツミニ ヲコナウ(訳)罪の輕重に応じて刑罰を言い渡す」*浄瑠璃・博多小女郎波枕(一七一八)下「つみの輕重明白たり」としていて、本書の用例は見えない。さらに、古辞書広本(文明本)『節用集』(文明六年(一四七六)頃成立)には、

輕重(キヤウヂユウ・ヲモシノケイ・カロシ、カサナル「平輕去・平去」)。「態藝門 830③」

とあって、「キヤウヂユウ」の訓みとなっているが、中田祝夫著『文明本節用集研究並びに索引』(勉



誠社刊)では、「キヤウヂユウ」と表記して易林本・饅頭屋本『節用集』「輕重」及び『落葉集』「輕重」の訓みと同じにしていることに留意せねばなるまい。「重」の音は、

漢音「チヨウ・(トウ)」、吳音「(シユ)」、慣用音「ヂユウ」であるからして、「輕」の漢音「ケイ」、吳音「(キヤウ)」、唐音「(キン)」の語であるからして、「キヤウヂユウ」で吳音と漢音混在の訓みを採るか問題を残している語である。江戸時代の古版『庭訓往來註』では、「輕重」とし、その他注釈版本類『庭訓往來捷註』『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來諺解』では、「輕重」(漢音+慣用音)で

表記するようになる。これで明らかのように、大槻文彦著『大言海』の見出し語表記及び用例は、この江戸時代の注釈本類の訓みに依拠したものである。また、『日本国語大辞典』第二版でも、索引に依拠して本文確認を怠っていることから広本『節用集』の「きようじぢょう」乃至「けいじぢょう」の語は載録されていない。

また、多くの室町時代語の内容理会のためにもこの『庭訓往來』及びその古注釈書である『庭訓往來註』のコトバ群を逐次詳細に調査していくことが今後重要視されることになるであろう。